

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項で準用する第79条の規定に基づき、次のとおり答申内容を公表します。

令和3年度

1 令和4年3月1日答申

審査請求日	令和3年7月12日
審査請求に係る処分	令和3年4月15日付け（2陶病人第1435号）一般の退職手当等の全部を支給しない決定処分
請求の趣旨	上記の処分を取り消すとの裁決を求める。
諮問日	令和4年2月2日（3陶病庶第1136号）
審査会の結論	審査請求は棄却されるべきである。